

# 「野守鏡」の和歌史的考察

福田秀一

かつて筆者は、「野守鏡」の作者につき考証を試み、千種有房に傾いてゐた通説に異見を述べたことがある（「野守鏡」の作者について、『国語国文』）。しかしながらその際、戦前の業績で題名を知りながらつい見落した、寺崎修一（「野守鏡考—特に仏教化」昭和二〇・二）・鏡島寛之（「野守鏡の宗教的立場」、『文科』昭和一二・四）両氏の論攷があり、ために考証にも若干の不備を生じたのは遺憾であつた。それについては、いづれ機を得て補正したいと考へてゐるが、作者が誰であるとしても、その歌論が二条派の立場にあることは、広く認められてゐるところである。

「野守鏡」の歌論については、夙く佐佐木信綱氏（『学史』初版二二六一—一三〇頁、改訂版二一六一九頁）や福井久蔵氏（『大日本歌学史』六一九頁、全集版八九一九一頁）も解説され、久松潛一氏（『日本文学評論史古代中世』編、四三四一九頁その他）は、その理念を平談美と把握された。又、井上豊氏（『玉葉と風雅』）は、佐佐木・福井両氏とほぼ同様に本書の内容を要約され、上、虚実論の萌芽が見えると唱へ（尤も、そのことは、かつて土橋鶴氏（『野守鏡の虚実論』）によると、そのことには、

『帝木』昭一〇・一）かつ本書の本質は全くの保守主義にも指摘されている。）かつてをられる。更に近年、小林智昭氏（「歌論史上の野所收思想」）は、本書における「心」の意味を歌論史の上で把へたり、本書の六ヶ条の表現や全体の思想の史的意義を追求したりされた。

これら先学の所説は、いづれも当を得たもので（なほ、本書にて述べた従来の主な文献としては、右に挙げたもの他に、実方清氏（『日本歌論』）、群書解題（第十九（荒木尚氏執筆））・和歌文学大辞典（筆者執）、それらによつて本書の歌論や歌学思想はかなり明かになつてゐるが、本書に見える具体的な為兼の言動への批判とその歌論史的解釈や、文辞に現れた和歌史・歌壇史的事実の考察は、かつては寺崎氏（上記）近くは井上宗雄氏（『中世歌壇史の研究』北朝期三八一四〇頁）も若干試みてをられるが、なほ残された点もあると思ふので、この両氏の所説に触れつつ、以下筆者なりに、その点につき考へてみたい。

# 一、為兼とその一派に対する批判

改めて説くまでもなく「野守鏡」は為兼を攻撃したものであるが、それでは為兼に対ししてどのやうに述べてゐるか、その点から考へてみたい。

先づ、為兼の出現に対しても作者はどういふ態度で臨んでゐるかをみると、発端において語り手の老僧によると。

今の世となりて、柿下のこだち皆あらまりぬれば、鳩がくれのもづいとゞたづぬべきあまもなくなりぬべき事の、なげかはしくおぼえ侍る（歌学大系本六五頁、以下によ。）

と云はせ（これは井上宗雄氏も、指摘してをられる。）、それを聞く出家をして、いまこそ日比のうたがひはとけ侍りぬれ。この春むかしの友にて侍りし人尋ねまうできて、むかし今のことどもかたりしついでに、この比為兼卿といへる人、先祖代々の風をそむき、累葉家々の義をやぶりてよめる歌ども、すべてやまと言の葉にもあらずと申し侍りしかど、彼卿は和歌のうらかぜたえずつたはりたる家にて侍れば、さだめてやうこそあらめと思ひ侍りしほどに、くはしくとふ事もなくてやみにき。今又これをうれへ給へるにこそ、まことのあやまりとはおもひしり侍りぬれ。（六七）

と納得させてゐる。又、前稿の末尾近くにも抄出したやうに、歌道家から出た為兼を獅子身中の虫に譬へて、

歌の道も歌の家よりうせむ事ちからなき事にて侍り。  
(六七)

とか、或いは為兼の歌風を評した後に、

今は歌の心しれるもなきにや、わらふべき事もわらはず、（中略）歌の家に人のなくなりにけるほども悲しくこそ

覚ゆれ。（七七）

とか慨歎してゐる箇所もある（このあたりも亦、井上宗雄氏も指摘してをられる）。これらの点をみると、作者は為兼の新風に眉をひそめ、伝統的な歌風の崩れ行くことを、半ば諦めながら歎いてゐるとも見られるのである。

當時為兼はこのやうに歌壇にも勢力をもつに至つたが、伏見天皇の師範として信任も篤かつたため、それは同時に政治的にも時めく結果となつた。作者はこのことを、一方では俊成が春日社に奉つた歌の徳に帰して、

定家卿中納言になりしより、次第に子孫さかえて、みな大納言をきはめ、次男の家まで中納言にいたりぬる。偏にかの歌の徳なるべし。（七一）

と半ば感歎してゐる。「次男の家」とは、為家の次男（実では三つたと思はれるが、次男の源承は出家したか、通例これを除いて為教を次男としている。）為教の家、即ち京極家といふことであるが、為教は右兵衛督に止まつたから、こゝではもちろん為兼のことを云つてゐるのである。又一方では前稿にも大意を記したやうに、

かの卿は御門の御めぐみ深き人にて侍るなるに、これを

そしりて、みつしほのからきつみに申ししづめられむ事も、よしなかるべきわざにて侍れば、委しくそのあやま

りを申しがたし。(六七)

(頁)

とも云つてをり(この所、寺崎・井上宗雄、当時の為兼の権勢

が窺はれる。彼の経歴は既に十分明らかにされてゐる

(戦前

を通じて、谷亮平・次田香澄・土岐善磨・井上豊その他諸氏の論著があるが、小原幹雄氏の「藤原為兼の歌歴」(『島根大学論集』第八十

集、昭和三四年)及び「藤原為兼の歌歴」(『島根大学開學十周年記念論文集』昭和三五年)が、諸説を集成して今後の出発点を示したものである。)が、伏見天皇とはその東宮時代から親しく(秋下・六九

○番の歌の詞書、「中務内侍日」、天皇が弘安十年に践祚して翌正応元年即位し、六月永福門院が女御として入内した際に

は、天皇の消息を届ける役をつとめてゐる(『増鏡』、さし櫛)。この頃から官途の昇進もめざましく、この年七月には蔵人頭に補し、翌二年三十六才で参議、ついで從三位、三年には右兵衛督・右衛門督・正三位、四年には權中納言、五年には從二位

と急速に進み、永仁二年には正三位に至つた。「野守鏡」はこの翌年に著されたと考へられるが、かく朝日の昇る勢ひであつてみれば、作者がその権勢に驚きかつ恐れたのは尤もあつた。しかも、永仁四年に權中納言を辞した為兼は、同六年に関東の忌緯にふれて佐渡に流されたのであるから、「野守鏡」の書かれた頃が、為兼の第一次の絶頂期であつた

(第二は、いふまでもなく、「玉葉集」を撰ん。  
でから土佐へ流されるまでの期間である。

為兼はこのやうに政治的に権力を握る一方、持明院統の宮廷・後宮を基盤としていはゆる京極派歌壇を結成し、その理論的指導者となつた。京極派歌風の一問題「(国語と国文学)昭二二・

「玉葉風雅歌風」その基礎的な見方について)があり、持明院統並びにそれに附随した上流貴族を上層部とし、これに忠誠を尽した中下級貴族を下層部として、この両者が政治的にも思想的に

倫理的にも密接に結合したものであつたと云はれてゐる。さういふ結束の固い特殊な一派が、当時の歌壇全体の中で実際

にどれだけの勢力を対外的に發揮し得たかといふことは、一見疑問の点がなくもないが、事実は、谷氏や篠弘氏(「京極派進させたもの」、「国文学研究」第十二輯、昭三〇・八)も指摘してをられるやうに、多くの

中下級貴族を吸引する自由主義・個人主義的な面があつたため、或る期間は相当に広汎な支持層を得てゐたらしい。

現在本文が伝存し、もしくは記録によつて知り得る京極派の歌合・歌会は、殆んど指導的立場にあつた上層部のものばかりである。(尤も、次田氏の報告された「伏見院・宸筆判詞歌合」

(断簡)や、氏も指摘してをられる「続門葉集」の詞書などによれば、為兼や兼行などが、鎌倉幕府の要人や醍醐寺の僧侶・児などとも同座している。)が、それらによつて考へると、京極派歌壇といふものが結成されて理論的にも歌風においても既成歌壇に対立したのは、永仁に入つて間もなくの頃であるらしく、同元年八月の、いはゆる「永仁勅

撰の議」をきつかけに、歌壇は為世の二条派と為兼の京極派とに分れた、或いは京極派が閉鎖的に独立した、と云へるやうである。

かくして結成された京極派歌壇に対し、「野守鏡」の作者は、為兼の歌論を難じた後に次のやうに述べてゐる。

すでに世のため道のため、よろしからずといへども、或はこの道にくらま人々ことちににかはする義にまよはされて、その党をむすび、或は鹿をさして馬といひけるがごとく、唯そのむねにいたがふ故に、和歌こゝにたえなむとす。  
(七五頁)

こゝに「党を結び」「唯そのむねに従ふ」と云つてゐるのは、前述の如き京極派の固い結束と一致を指したものと解釈され、「この道に暗き人々」が同派に加つてゐるといふのは、廣く中下級貴族或いは僧侶・武士達なども含んでゐることを指摘してゐるものとみられる。作者は又、為兼の「大きな薄」とある語法を笑止千万だと云つて、今は歌の心をしれる人もなきにや、わらふべき事もわらはず、たゞ言いであらそふ人は、為世卿よりほかはきこえ侍らず。たゞしき歌仙だにもあまたありて、あざけりをなさむには、これにはゞかりて、かの卿はかくをかしき歌どもをばよも読み侍らじ。たとひよむとも又これをまなぶる人あるべからず。歌の家に人のなくなりにけるほども、かなしくこそ覺ゆれ。  
(七七頁)

と述べてゐるが、これは為兼の歌風即ち京極派歌風が、少くとも或る程度流行してゐたことを示すものと云へよう。

## 二、為兼の作風と歌論に対する非難の内容

次に、作者が為兼の作風や歌論について論評してゐることを抄出してみる。先づ、本稿の初めにも記したやうに、或る人の言として、

この比為兼卿といへる人、先祖代々の風をそむき、累葉家々の義をやぶりてよめる歌ども、すべてやまと言の葉にもあらず。  
(六七頁)

と云はせ、伝統的な歌風に合致してゐないことを難じてゐる。そして、前述の如く御子左家は俊成の歌の徳によつて定家が中納言に至つたのが出世の始まりであるから、

たゞひ丸赤人来て、今のごとく(注、為兼の)新風の如く 読むべきよしをなむ教へ侍るとも、彼卿の身としては、及ばざらむ藤なみの末をこそおもふべきにて侍るに、かけはなれたるすがたをこのみよめる事、家におきてても不孝なり、道におきてても不義なり。心あらむ人は此一義にてもかのあやまりは知りぬべきにて侍る。  
(七二頁)

とも云つてをり、父祖の歌風にかけ離れた姿を詠むことを、道徳的にも非難してゐる。和歌を詠むことが歌道と云はれて道の意識となり、更にそれが道徳思想や宗教思想と結合することは、中世歌論の特質であるが、「野守鏡」はその点最も

中世的な歌論書であると云へよう。

しかば、そのやうに伝統的でなかつた、云ひかへれば革新的であつた彼の歌論や作風は、具体的にはどのやうな点が非難されねばならなかつたのであらうか。それは主として上巻の六箇条において、彼がその秀歌と云つてゐると称する、なげとなる有明がたの月影よ郭公なる夜のけしき哉、荻の葉をよく／＼みれば今ぞしたゞ大きな薄なりけり

の二首を評しつゝ説かれてゐるわけであるが、なほそれについて直接に述べてゐるところを引用してみると、次のやうな箇所が挙げられる。

先づ、「心をたねとしてこゝろをたねとせざる事」の条は、和歌においては雅正な心をたねとすべきであつて流俗奇異な心をたねとしてはならないと云つてゐるのであるが、為兼卿の歌は、心をたねとするぞとなれば、ともかくもたゞおもはむやうにその心をたゞちによむべしとて、詞をかぎらず物語をするやうによめる、いまやうすがたの歌ども、げに玉津島の明神も、わかのうらに御耳をやらひたまはむとおぼえ侍り。  
(六八)

と述べ、為兼が思つたまゝを直ちに詠んで詞を飾らないのはよくないと云つてゐる。右の箇所は、為兼の撰んだ「玉葉集」の歌風や部立に対する非難として「歌苑運署事書」に  
雜部はたゞ物語にこそ侍るめれ。哀傷の所は、盲目法師

がかたる平家の物語にてぞある。  
(歌学大系本一〇四頁)

と見えるのにも通ふものがあり、為兼や京極派の歌風の一面を衝いたものには違ひない。

更に、次の「心をすなほにして心をすなほにせざる事」の条にも、「俊頬抄」  
(即ち「俊頬脳」)を引いて心と詞が共にすぐれてゐなければならぬと述べ、

しかあるを彼卿は歌の心にもあらぬ心ばかりをさきとして、詞をもかぎらず、ふしをもさぐらず、姿をもつくろはず、ただ実正をよむべしとて、俗にちかくいやしきを、ひとつの事とするがゆゑに、皆歌の義をうしなへり。  
(七三)

と云つてきり、論旨は前の条に続いてゐる。

第三の「詞をはなれて詞をはなれざる事」の条では、心から詞の問題に論点を移し、初めに「近代秀歌」の一節を引いて「ことばは古をしたひ、心はあたらしきをもとめよ」と云ひ、為兼の歌は  
詞つたなきがゆゑに、ふみにもごよなくおとりて見え侍り。  
(七五)

と評してをり、又

上古の歌もさのみこそ侍めれとて、やまひ、禁忌をものぞかざる事、ゆゝしきあやまちにて侍り。  
(前同)

と述べて、彼が歌病や制詞に従はないのを咎めてゐる。次の「風情をもとめて風情をもとめざる事」の条において

は、詠みなはした「古き風情」を求めて、しかも詠み残された新しい風情を詠むべきであるとし、かの卿は俗にちかくして、歌の風情にあらぬいまめかしき事などを、「めづらしき風情とおもへり。むかしよりよむべからざるによりてよまと心詞をよめる、さらによべらしきにあらず。」(七七)

と云つてゐる。

五番目には、「姿をならひて姿をならはざる事」と題し、六義に叶つた「大方の姿」をならふべきであつて、自己流の「みづからが姿」に走つてはならないと述べ、かつて信実朝臣が「この比たれがやう彼がやうとて、よみもおほせぬがたをまなぶ事、その心をえざる事なり。おのがすがたをさまくによめばこそ、人の心をたねとする義にもかなふ事にては侍れ」と云つたけれども、為兼は「この義などをあしく心得て大方の姿をさへ心にまかせて改め」てしまつたのである

うと云ひ、又「近代秀歌」の「近き世の人は、たゞ思ひ得たる風情を、三十一字に云ひつけむ事を先として、さらに姿詞のおもむきを知らず」とある一節を引用して(なほ、「近代第一節は、「延慶両卿訴陳状」の第五条に為世も引用している。」)

いまの歌(注、為兼及びそれによつてある者の歌)すなはちもつぱらおもひえたる事をさきとせり。何ぞ先賢のいましむる所を思はざらむや。(七八)

と難じてゐる。又、為兼の歌論の又聞きとして、

かの卿の説には、おの／＼ともかくも心にまかせて、おもひ／＼によむべきにて侍るうへは、当世様といふことあるべからずと申すよし或人かたり侍りき。もしまことにて侍らば、みづから知る事のかたき故に、当世ざまあるべからずとおもへるなるべし。(同前)

とも記してゐるが、こゝに挙げてある為兼の言説は、現在これに近い文辭では伝はらないやうである。

最後に、「古風をうつして古風をうつさざる事」の条では、以上の所説を総括して、

それ古今の古風をば写して、万葉の古風をばうつすべからず。(七九)

と規定し、

然るにかの卿はおよばざる万葉の風をねがへるにや、たゞおほすゝきのおほやうなる歌どもおほくきこえ侍り。

(同)

と、万葉の風をうつさうとしてゐると非難し(なほ「及ばざる風をねがへるにや」)の語は、「近代秀歌」の「及ばぬ高き姿」をねがひて」とあるのによつたものと思はれる。

為家卿はかの集の歌を、本歌にとる事をだにもいましめ侍りき。その子孫としてなどや鶯のかひこの中の時鳥にしもは侍りける。(同前)「鶯のかひこの中の時鳥」は、「万葉集」の歌の語句によつたものである。

と述べて、さきの条と同じく祖先の庭訓に従はないことを答めてゐるのである。

以上、上巻に見える作者の歌論とその立場からの為兼に対

する非難を抄出したのであるが、これを簡潔にまとめるならば、作者は、心・詞・風情・姿のすべての点において「古今集」の風を学ぶべきであり、為兼が「万葉集」の風を倣はうとしてすべての点に卑俗・素朴・新奇に走つてると難じてゐるのであり、又為家の言説を引用すると共に、「口伝」と稱して「近代秀歌」から引いてゐるのが注目される。又、既に述べたことであるが、為兼が定家や為家の庭訓や作風に従はないことを、「家におきても不孝なり、道におきても不義なり」と説つてゐるのは、作者の態度を示すものとして注意すべきであらう。

下巻においては、宗教思想に基いて作者の和歌に対する見解を披瀝してゐるのであるが、本書の意図はどこまでも為兼を攻撃することにあるのであるから、筆端はしばく為兼に及び、上巻に記した非難を補足したり繰返したりしてゐるところがある。例へば、  
和歌は仁義礼智信の五徳を兼ねて、よく礼をたすけつゝ國ををさめ、民をやはらぐるなかだちたり。(中)しかるをいまの風体は、聞くみな感ぜざれば仁にあらず。ひとふしなければ義にあらず。優しくことばやはらげざれば礼にあらず。よき風情をよまざれば智にあらず。切なる心をあらはざれば信にあらざる物なり。(八二一)

と云つてゐるのは、ほど上巻の所説を仁義礼智信にあてはめて要約したものであり、

かの卿ことばをもえらばず、心をもすぐらすして、たゞ思ふさまによむべしといふ義をたて侍る事、歌の道をうしなふのみにもあらず、法理をも破するものなり。

ましめ侍りて、かへりてはまことの心をうしなへるなるとか、  
(八六)

かの卿ことばをもえらばず、心をもすぐらすして、たゞ思ふさまによむべしといふ義をたて侍る事、歌の道をうしなふのみにもあらず、法理をも破するものなり。  
(八七)

とか述べてゐるのは、初の三条に説いたところを密教の教理にあてはめて再論したものである。又、

いまの歌は、古歌をもうかゞはず、病をものぞかず、ことばをもかざらず、禁忌をもいましめず、たゞ心にまかせてよむ事やすき義にて侍れば(後略)

とあるのも、上巻に記した為兼への非難を再び繰返したものとみられる。

かくて、「野守鏡」の歌學思想は、為家の歌論の内容を整理したとみるべき点が多く（為家の歌論の内容やそれと「野守鏡」との関係については、久松氏著『日本文学評論史古代中世篇』四一四—四二五及び四三四一四）、「古今集」を尊重する立場に立つて、平淡美を唱へ、その觀点から為兼の「万葉集」に近い素朴美の理念を斥けてゐると解せられるのである。

## 三、「為兼卿和歌抄」との関係

「野守鏡」の為兼とその作風や歌論に対する非難は凡そ右

に考察した如くであるが、ここで問題となるのは、「為兼卿和歌抄」に見える歌論との関係である。「為兼卿和歌抄」は、弘安十年頃の成立と考へられており、若干の問題はあるが、こゝでは一応それに従つておきたい。一方「野守鏡」の成つたのは、下巻の終に近く

永仁三年のとしなが月のころしるしおき侍り。(九六)

とあつて、永仁三年と云はれてゐる。尤も、右の箇所の文辭だけから云へば、永仁三年に書いたと称して実はもつと後の作である(例へば、「松浦宮物語」が識語で)と解することも可能であるが、『日本歌学大系』(第四)の解題(久曾神氏)にも述べられてゐる通り、本文中に永仁三年以後の記述と認められるものもなく、為兼の官位や権勢の叙述からみても、永仁三年の作と認めるのが至当のやうである。

両者の成立年代がそれ／＼右に記した通説の如くであるとするならば、「野守鏡」の成つたのは「為兼卿和歌抄」の著されてから八年位後といふことになる。そこで、「為兼卿和歌抄」の流布状態にもよるけれども、「野守鏡」の作者がそれを見つめたといふことは、年代的には一応考へられてよいことである。従来時に説かれたやうに、「野守鏡」は「為兼卿和歌抄」を反駁した跡があるからそれより後の作である、といふ論理は、以下にも述べるやうに、両者の文辭を比較してみると必ずしも成立たないと思ふが、逆に、別の面から両者の成立年代を推定した結果、右の如く「野守鏡」の方が後

の作といふことがわかれれば、そこに或いは影響なり反駁なりが見出されるかもしれない。さういふ観点から、両者の所論を比べてみたいと思ふ。

「為兼卿和歌抄」に見られる歌論の内容は、本書が福井氏によつて発見・紹介され(珍書同好会刊行懸写版翻刻本の解題、『和歌連歌叢考』所収)て以来、多くの学者によつて説かれてゐるから、改めて論ずることは避け、佐佐木氏のまとめられたところ(版「日本歌史」初六頁、改訂版「一二三一」二五頁、全集版八七八九頁)を援引して簡約するならば、その歌学説は心・想・風情を重んじ、才覚を斥け、万象を尊重する立場にあるものと云へる。従つて、「野守鏡」の所論と正面から対立するものであることは確かであるが、対立してゐるからといふ理由だけで直ちに駁論書であるといふことが早計であることは云ふまでもない。そこで、反駁であるかどうかは暫く置いて、両者の歌論が具体的にどのやうな点で対立してゐるかを、両者の本文を引きながらもう少し考へてみたい。

先づ、和歌の本質論として、為兼はその著の冒頭において、

歌と申候物は、この比花の下に集る好事などのあまねく思ひ候様にばかりは候はず。心にあるを志といひ、言にあらはるゝを詩歌とは皆知りて候へども、耳にきゝ口にたのしみ候ばかりにて、心におさめ候かたくらく候故にたゞ知らざると同じ事になりて候ひにけるよし沙汰し

候。〔古典大系本一五四頁、以下「為兼卿和歌抄」の引用は古典大系本による。〕

と述べてゐる。即ち、「詩經」大序や「文鏡秘府論」もしくは「文筆眼心抄」に記された語を引いて、心に浮ぶ感動を言葉に表したのが詩歌であると云つてゐるのである。これに対して「野守鏡」の作者は、先づ「心をたねとして心をたねとせざる事」の条を掲げ、前にも記した通り、為兼の歌はたゞ心をたねとすればよいといふ流儀で、雅正な心をたねとせず卑俗奇異な心をたねとして、詞をも飾らないと非難してゐるのであり、そこには確かに論旨の対立が見られるけれども、「為兼卿和歌抄」を引いてゐると断定するのは無理のやうである。為兼は又、

大方物にふれて、ことに心と相應したるあはひを、能々心みんことの、必ず草木鳥獸ばかりに限るべからざる故に、よろづの道の邪正も志とはいへること。景物につきて心ざしをあらはさむも、心をとめ、ふかく思ひ入るべきにこそ。「必ずよく四時に似たるをもちるよ。春夏秋冬の景色、時にしたがひて心をなして、これをもちるよ」とも侍れば、春は花のけしき、秋は秋のけしき、心をよく叶へて、心にへだてずなして言にあらはれば、折節のまことあらはれ、天地の心にも叶ふべきにこそ。

(一五五)  
とも云つてゐる。これは右に挙げた冒頭の所論とほど同じことであるが、心を表す場合に情景を考へ合せて深く思ひ入る

べきであるとしてゐるのが注意される。つまり、為兼も、單に心に浮ぶまゝを詠まうとするだけではなく、そこに詩としての美的形象化が必要であるといふことを唱へてはゐたのであって、その点で「詞をかぎらず物語をするやうによめる」といふ「野守鏡」の非難は、多少当つてゐない面があると認められる。

次に重要なのは、心と詞の問題、或いはそれらと姿との関係、そして詞の問題に関連して歌病・制詞に対する態度や「万葉集」に対する立場などである。「野守鏡」では、かういふ問題が整然と分類されて順次体系的に説かれてゐるが、「為兼卿和歌抄」においてはそれらの問題点を一つ一つ分けて引出すことは困難であるから、今以上の問題を一まとめにして考察することにする。

花にても、月にても、夜の明け、日の暮るゝけしきにても、う事に向きてはその事になりかへり、そのまことをあらはし、其のありさまを思ひとめ、それに向きてわが心のはたらくやうをも、心に深くあづけて、心に詞をまするに、有<sup>(マニ)</sup>興おもしろき事、色をのみ添ふるは、心をやるばかりなるは、人のいろひ、あながちに憎むべきにもあらぬ事也。こと葉にて心をよまむとすると、心のまことに詞の匂ひゆくとは、かはれる所あるにこそ。(一六〇)  
これは特に有名な箇所であるが、為兼は心よりも詞を重んじ「心のまゝに詞のにほひゆく」ことを理想としてゐたのであつた。そこで、右の文の直ぐ前でも、

明惠上人の遺心和歌集序に書かれたるやうに、「すくは心のすくなり、いまだ必ずしも詞によらじ。やさしきは心やさしき也。なんぞ定めて姿にしもあるらむ」とて、心に思ふ事はそのまゝによまれたれば、世の常のにおもしろきもあり、さまあしきほどの詞ども、万葉集のごとくよまれたれど、心の向けやう、さらによもかはる所侍らじ。今もその風貌を約束し定めて好みよみ、入はがに沙汰事もなし。(一六)

と述べて、詞や姿よりも心が根本であると説き、必ずしも優雅な詞のみを用ゐなくとも、心においてすぐれた歌はあり得るとしてゐるやうである。このやうに論じてくれば、彼卿は歌の心にもあらぬ心ばかりをさきとして、詞をもかざらず、ふしをもさぐらず、姿をもつくるはず、たゞ実正をよむべしとて、俗にちかくいやしきを、ひとつのこととするがゆゑに、皆歌の義をうしなへり。(七三)

と説く「野守鏡」との対立は明白で、右の一節や、為兼の歌は詞が拙くて心も劣る(七五)とか、和歌には歌詞が大切である(七四)とか云つてゐるところは、「為兼卿和歌抄」の論を反駁したものと見られないこともない。

次に、やはり詞の問題に属するが、歌病・制詞等の修辞的技巧的な面については、為兼は、

歌といふ物を別に置きて、其の心を見、沙汰する人と、まことに歌の心を見るとは、かはること。花の下の、輩

と、形式的に詩の心をもたない縁語技巧を認めず、又、万葉の比は、心の起る所のままに、同じ事ふたゝびいはるゝをも憚らず、豪情もなく、歌詞・たゞのこと葉ともいはず、心の起るに隨ひ而、ほしきまゝに云ひ出だせり。心自性をつかひ、中に動く心を外にあらはすに巧みにして、心も詞も躰も性も優に、勢ひもをしなべてあらぬ事なる故に、高くも深くも重くもある也。是にたちならばんと向かへる人々の、心をさきとして詞をほしきまゝにする時、同じ事をもよみ、先達のよまぬ詞をも憚る所なくよめる事は、入道皇太后宮大夫後成・京極入道中納言・西行・慈鎮和尚などまで、殊に多し(次に後成の作を挙げてゐるが、)。同じ事ふたゝびあるも、人によりて晴の歌合にも難ぜず。(八五)

と論破して、同心病にすら必ずしも囚はれなくてもよいと唱へ、後成の作を初め、慈円・家隆・実朝・為家などにも同じことを二度以上詠みこんでゐる実例があると云つて列挙してゐる。これは、

上古の歌もさのみこそ侍められとて、やまひ、禁忌をものぞかざる事ゆゝしきあやまちにて侍り。(七五)

頁

といふ「野守鏡」の所論と正面から衝突するもので、しかもこゝでは「為兼卿和歌抄」を引いてゐると見ることも或いは可能であらう。しかしそのやうに自由な立場の為兼も、当時やゝあすれば詞の技巧のみに走る傾向があると非難して、

その心にはおちるずして、うはべばかりをまなびて、わざと先達の読まぬ詞をよみ、同じ事をもよまんは、返々

無<sup>ミ</sup>其詮<sup>ミ</sup>。今様の御沙汰につきて、古き躰も心得おほせ

ぬ輩も、わづかにまなび読む事あれば、是をあなぐりもとめて事をいひ添へ、又あらぬ句をとりかへ、さまぐの事をつくり出でて披露するたゞひ聞ゆる。(一五六九頁)と云つてゐるから、彼も詞を選ぶべきことは認めており、不自然な発想・表現はよくないとしてゐたのである。

以上のやうな論旨を追つてくれば、為兼の歌論と「野守鏡」の説くところとが根柢から衝突し対立してゐることは明かであるが、特にそれを顕著に示すのは「万葉集」に対する態度であつて、為兼は右に引用した通り万葉を尊重して、その技巧に囚はれず心のまゝに詠んだ歌風を重んじてゐた。それを彼は「近代秀歌」の「寛平以往」の語に結びつけて説いてゐる。即ち「寛平以往」の語を「寛平時代以前」と解釈して、奈良時代の末に「歌経標式」ができるから、その後をうけて寛平の御時「孫姫式」「喜撰式」等が作られ、歌病を制定したり、折句・沓冠などといふ技巧のみの歌が詠まれ出した

り、題詠が盛んになつたりした寛平以後は、歌の衰へた時代であるとの論に立つて、和歌がそのやうに衰退する前の「万葉集」の歌風を彼は理想としてゐたのである。これに対しても「野守鏡」は、為兼の作風や歌論に對する非難を五箇条ほど挙げた後、最後にその総括として、「古風をうつして古風をうつさざる事」の条を設け、「古今集」の古風を写すべきであつて「万葉集」の古風を写してはならないと云つてをり、そこに為兼の歌風とその基盤としての万葉觀とを激しく攻撃してゐることは明かである。

このやうに多少細かく見えてくると、「為兼卿和歌抄」の歌論と「野守鏡」のそれとは、事ごとに真向から対立してゐることは明白であるが、それでは後者は前者に対する反駁書であらうか。從来ともすれば内容や語句の上から反論であるとの明証を得ようと試みられてきたやうであるが、何度か述べたやうに文辞からそれを認めるとは困難であり、井上豊氏(『玉葉と風』二五頁)も云はれた通り、そこに反駁されてゐる為兼の歌論は、必ずしも「為兼卿和歌抄」としてまとめられてゐたものでなくともよいから、さういふ点にのみ着目してゐては、この問題は解決しない。

こゝまで來ると、「為兼卿和歌抄」の成立と流布について改めて検討する必要を感じる。ところが、これは容易には解決できない問題と思はれる。詳しくは稿を改めて考へなければならぬが、「為兼卿和歌抄」の内容の吟味と書誌的・文

献的考察（伝本の稀なことや、同時代以後に）とからは、その成立の時期（一度に書き上げられたものか、冒頭と中途以下の文体の相違が二段階の成立を示すか、といふことも問題になる。）や事情（誰のためにいかなる意図で著されたものか）とか、流布・流傳の状況（立事情とも密接な関係を有するであらう）とかについて、いくつかの可能性が考へられるのである。

従つて、本節の問題に対し、今の筆者は十分に答へる用意もないものであるが、右に一言したやうに、この問題は容易に解決を見さうものないので、一応二通りの考へ方を提示して大方の御検討と御教示とを望みたい。

一つは、「為兼卿和歌抄」の強い口吻を、保守的な当代の歌壇（いはゆる二条派であるが、これが当時の正統であり大勢）に対する意識的な挑戦をとる見方である。確かに、

古歌を多く覚え、家々の抄物を見るばかりによつて、歌の能くよまれば、末代の人ぞ次第に見ては賢くあるべき。（一五七頁）  
と云ひ、

いたしへにたちならばんと思はゞ、古に劣らぬところは、いづくよりいかにぞすべきぞと、叶はぬまでも、これこそ委しき大事にてもあるに、ただ姿・詞のうはべをまなびて立ちならびたる心地せんは、叶ひ侍りなんや。

（前同）

火とも解されよう。  
もしさうだとすれば、「為兼卿和歌抄」は或る程度流布した筈で、（当の著者が兼が別に失脚もしてゐないのであるから、そのやうな執筆意図であつたならば、広く世に弘めた筈だからである。）その後八九年にして著された「野守鏡」は、「為兼卿和歌抄」に対する反駁であつたと考へるのが穏当であらう。その際、「野守鏡」が「為兼卿和歌抄」の書名は勿論、為兼にさういふ歌論書のあつたことをも記してゐるのは、その存在を十分承知しながら敢へて黙殺し、専らその内容を批判したものと見ることもできるから、問題とする必要はない。

しかしながら、さういふ見方は、諸般の情勢によれば、かなり困難にも思ふ。中世の歌論書は、通例特定の個人（主に子弟や門弟）を対象として著されたものであつて、不特定多数の読者や歌壇一般を予想したもののは殆んどないと思はれる（その点で「野守鏡」の如きは、或いは例外的かも知れない）。こと、これが第一の問題点である。又「野守鏡」に引用の明証がないのは故意の黙殺と見るにしても、「為兼卿和歌抄」（抄ではなかつたであらう）の引用や言及あるいは伝來の痕跡が室町中期まで全く見当らないことは、資料の湮滅や京極家の断絶を考慮に入れて、」「為兼卿和歌抄」が成立当初から流布の広くなかったことを示すとも考へられ、これも前述の見方には不利な点である。

以上のやうなわけで、「為兼卿和歌抄」が通説の通り弘安十年頃の成立であるとしても、それから七八年の中に成つた

「野守鏡」の作者がそれを見てゐたか否かは、現在の段階では不明といふ他なく、従つて、「野守鏡」は「為兼卿和歌抄」

の反論書であるとも、さうではないが為兼の歌風・歌論や人物を非難した書であるとも、断定することはできない。筆者としては、後者（否定的見解の方）に傾いてゐるが、なほ大方の御批判を乞ふ次第である。

#### 四、「野守鏡」に見られる撰集企画の記事

以上三節に亘つて、「野守鏡」に見られる和歌史もしくは歌論史の問題を考察してきたが、最後に指摘しておきたいのは、歌壇史上の問題である。即ち、

古今序にはたまく後世のためにしらるる者は和歌の人のみなり。いかにとなれば、語人のみにちかく、義神明に通すればなりといへり。しかるに今様すがたの歌は、語人のみにちかくらず、義神明に通ぜざる故に、

当時なほしる人まれなれば、末の世までつたはりがたくや侍るべき。たとひこれをえらびむかるとも、撰集のつたなき石をとどめ、作者のおろかななる心をあらはすべし。

（七二）

といふ一節（特に傍点）や、

かの卿づゝがなくして勅撰をうけたまはり、今様すがたのみだれがはしき歌どもをえらびおきなば、和歌こゝに

絶えぬべきもの也。（八三）  
とか、

いまやうすがたの歌どもをえらびおかねば、行末には皆かの義にしたがはむ事うたがひなき事にて侍り。（八七）などといふ部分であるが、これらの箇所に、為兼が勅を受けて「今様姿の歌」を撰ぶ計画のあつたらしいことが仄かされてゐるのは、注意を要する（尤も、寺崎氏は右に引いた第二、第三の部分によれば、井上宗雄氏は第三の部分にふれて、それぞれ本節に説くところを既に指摘してをられる）。

「野守鏡」が著されたのは、何回か述べた通り、永仁三年であつたと思はれる。ところで、その二年前の永仁元年八月に、伏見天皇が勅撰集撰定を企図したことは、「伏見天皇宸記」に詳しく記され、既に周知のことである。即ち、天皇は八月末に、二条為世・京極為兼・飛鳥井雅有・六条隆博の四名を召して（但し雅有は所勞と称）、勅撰集撰定の具体的計画を諮詢り、即日この四名を撰者に命じたのであつた。この時のことは、次田香澄氏（「玉葉集の成立とその伝来」）が詳しく考察してをられるが、天皇は為兼を全面的に支持したい考へではあつたけれども、歌道の宗家であり歌壇の権威的存在であつた二条家の為世を無視するわけにも行かず、と言つてこの両名を対決させては決裂することは明かなので、緩衝分子とし

て、同じく歌道家の出である六条家の隆博と飛鳥井家の雅有とを加へたものと考へられる。天皇のこの計画は効を奏し、隆博の発言によつて為世の意見を穏かに抑へることができて、結果的には為兼の主張が殆んど全面的に認められたのであつた。

かうして、為世も為兼と共に勅撰集撰進に与るべき命を拝したのであるが、彼としては、意見の合はない為兼と共に撰に当るのは不服であつたらしく、特に為兼の方が政治的にも

歌道の師範としても伏見天皇の信任を得てゐる以上、自分が野に下る他ないとして、間もなく撰者を辞退した。その間の事情は、かつて考証したところである（「延慶兩卿訴陳状」の成立）、「國語」と

和三二・七　宮内庁書陵部藏（伏見宮）「侍従宰相問答状案」

（実は為兼・為）に、「永仁為世辭退」とあるから、「野守鏡」の著された頃には、既に撰者を抛棄してゐたと見てよいであ

らう。他の二名は、為兼と共に撰定の業を進めてゐたらしい（例へば、次田氏も指摘してをられるが、「続門葉集」には、「永仁のころ勅撰のきた侍りけるに大蔵卿隆博歌をたづねけるをつかはすとて」と詞書し）が、中心になつて事に當つたのは為兼であつたと見るべく、それに対して為世派が妨害に出たであらうことは、容易に想像されるところである。それが「野守鏡」の前引のやうな記述として現れてゐるのではあるまいか。

右に引いた三箇所を読んでみると、「たとひこれをえらびおかるとも」とか「かの卿つゝがなくして勅撰をうけたまはり、今様すがたのみだれがはしき歌どもをえらびおきなば」

とか、「もし撰集などもありて、いまやうすがたの歌どもをえらびおかねば」とか、表面上はすべて仮定の表現になつてゐるけれども、よく読んでみれば、作者は仮定や推測を前提にして為兼の撰集を非難してゐるのではなく、為兼が勅撰集を撰びつゝあるといふ事實を前にして、それに異を唱へ攻撃を浴びせてゐることは、疑ひ得ないであらう。その非難がどの程度当つてゐることかといふやうな点は、右に考察した通りである。

以上のやうに、「野守鏡」は、単に中世歌論史の上に注意すべき歌論書であるばかりでなく、広く和歌史に種々の問題を提供するものと思はれる。